

注1 指定知的障害児通園施設（指定施設基準第1条第5号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援（知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下第2において同じ。）を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 幼児である障害児（難聴幼児（強度の難聴を有する幼児をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき253単位を所定単位数に加算する。
- 3 知的障害児通園施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 4 基準日において、指定知的障害児通園施設の1月間の指定施設支援を受けている障害児の利用日数の合計数（次の算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該知的障害児通園施設（法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。）の入所定員の数から基準月における措置人員数を控除した数に22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（次の算式において「加算算定基準数」という。）を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合には、加算しない。

算式

$(\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該指定知的障害児通園施設における所定単位数} \div \text{実利用延べ日数}$

## 2 家庭連携加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設基準第53条第1項の規定により指定知的障害児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（栄養士及び調理員を除く。以下この第2において「指定知的障害児通園施設従業者」という。）が、施設支援計画（指定施設基準第60条において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。以下この第2において同じ。）に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

## 3 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定知的障害児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定知的障害児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定知的障害児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

## 4 食事提供加算

- イ 食事提供加算(I) 42単位
- ロ 食事提供加算(II) 58単位

注1 イについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の11第1項第1号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者同一の世帯に属する者について指定施設支援のあった日の属する年度（指定施設支援のあった日が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法

の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるもの（以下「中間所得者」という。）の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び同令第27条の11第1項第2号から第4号までに掲げる施設給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の施設給付決定に係る障害児（小学校就学前の障害児を除く。）に対し、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

## 5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定知的障害児通園施設が障害児の施設給付決定保護者から、指定施設基準第57条の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

## 6 栄養管理体制加算

### イ 栄養管理体制加算(I)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 10単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 7単位

### ロ 栄養管理体制加算(II)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 16単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 13単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 11単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 10単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 9単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 8単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 7単位
- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 6単位
- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 6単位
- (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 5単位
- (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 5単位
- (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 5単位
- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 4単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 4単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 4単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 4単位